

今後の浄化槽整備の在り方に関する資料

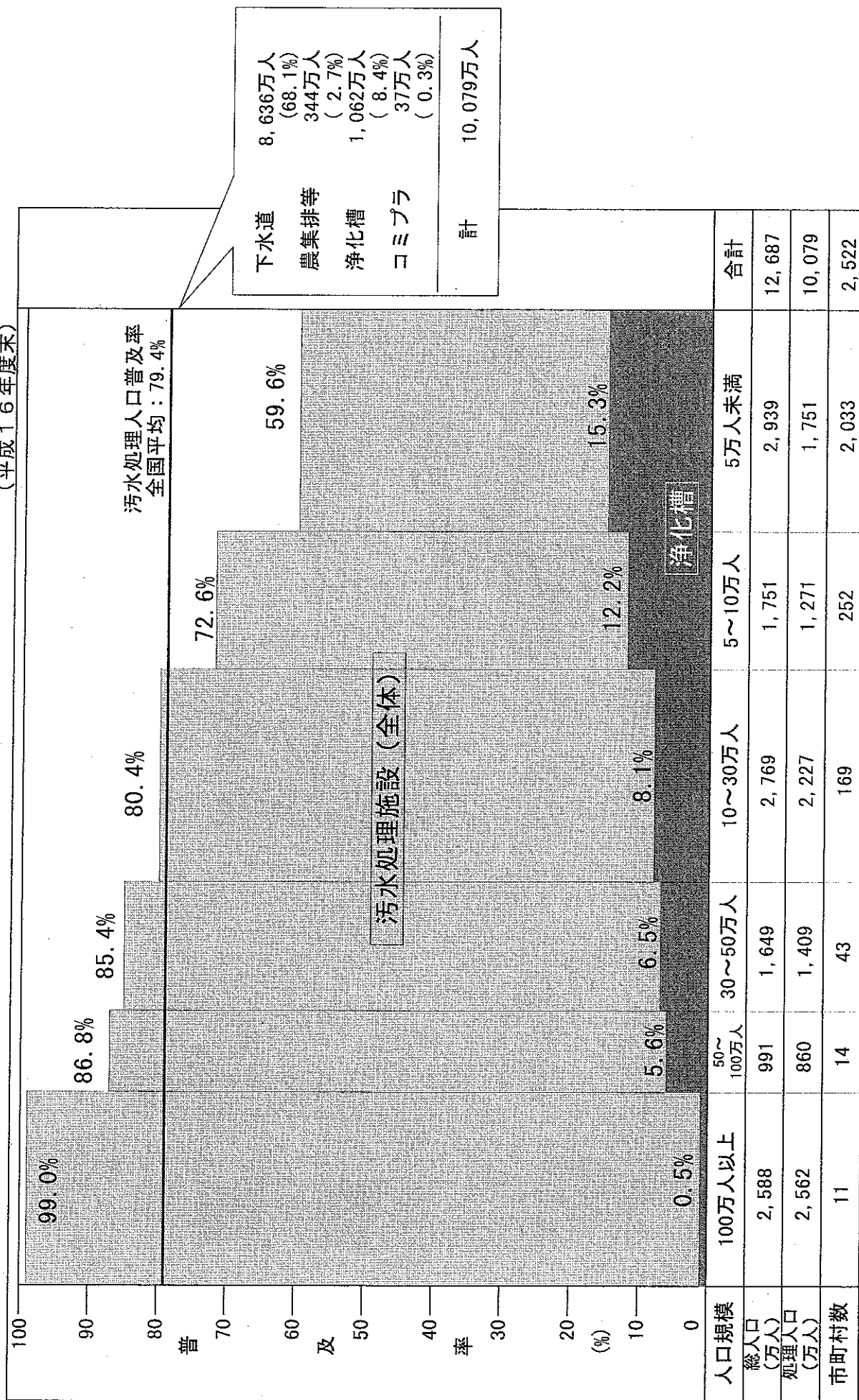
- 汚水処理人口普及状況等について . . . 1
- 汚水処理原価等について . . . 6
- 浄化槽整備に関する市町村アンケート等について . . . 13
- 都道府県構想及び生活排水処理計画について . . . 20

汚水処理人口普及状況等について

◇ 汚水処理人口普及状況について	．．．	2
◇ 人口動態について	．．．	3
◇ 汚水処理施設の整備費の推移	．．．	4
◇ 国（政府）と地方（自治体）の長期債務残高	．．．	5

汚水処理人口普及状況

(平成16年度末)

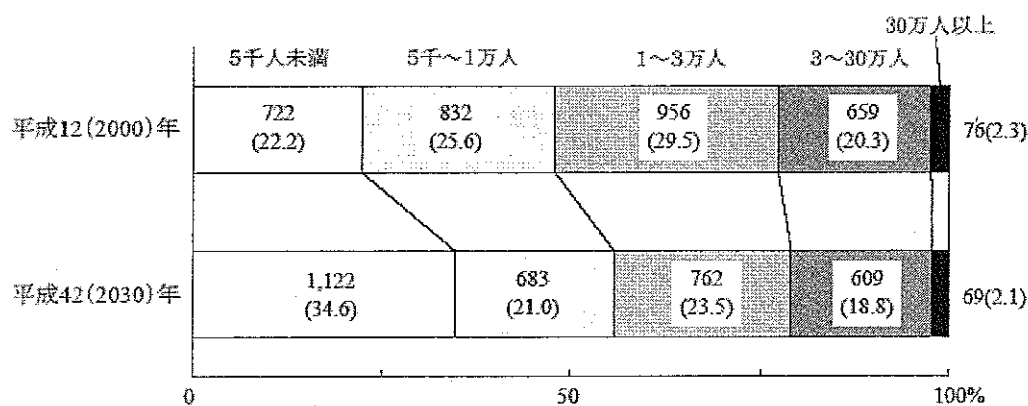


- (注) 1. 総市町村数2,522の内訳は、市 733、町 1,423、村 366 (東京区部は市に含む)。
2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
3. 浄化槽の人口普及率には農集排等、コミプラは含まれていない。

資料：農林水産省、国土交通省、環境省

日本の将来推計人口

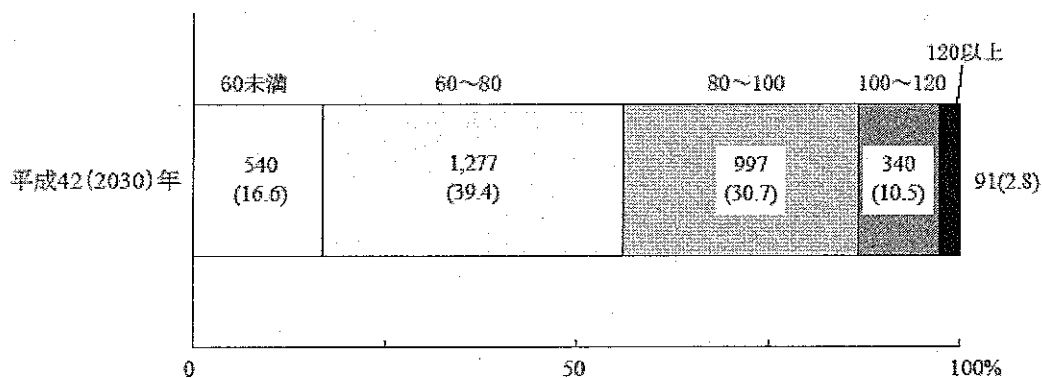
- 2030年には、3分の1以上の市町村が人口規模5千人未満に
- 2030年には117,580千人(10,161千人減)
- ほとんどの市町村で人口が減少、老年人口が増加



図Ⅱ-1 人口規模別市区町村 平成12(2000)年、平成42(2030)年

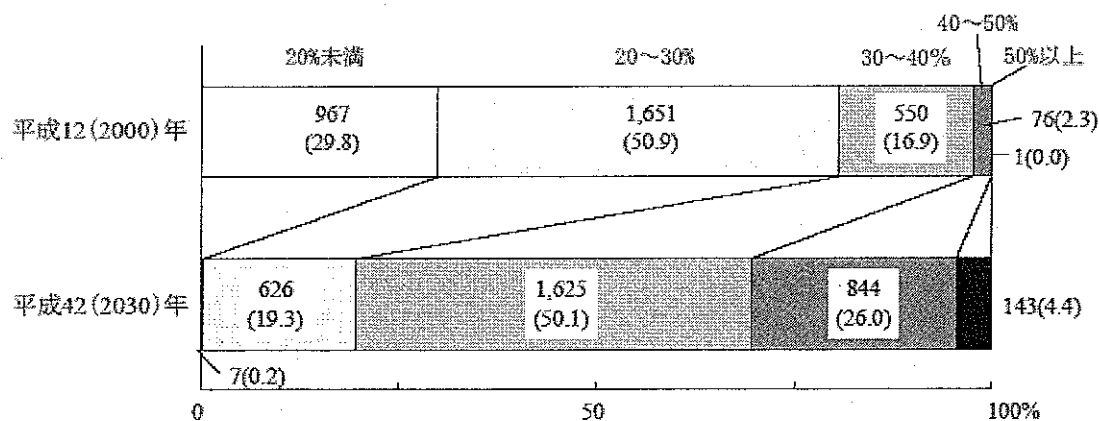
注1 グラフ中の数字は自治体数で括弧内はその割合(%)

注2 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならない



図Ⅱ-2 人口指数別市区町村(平成12年=100とした場合) 平成42(2030)年

注 グラフ中の数字は自治体数で括弧内はその割合(%)



図Ⅱ-3 老年人口割合別市区町村 平成12(2000)年、平成42(2030)年

注1 グラフ中の数字は自治体数で括弧内はその割合(%)

注2 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならない

污水处理施設の整備費の推移

(国費、百万円)											
年度	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	
下水道	855,500	812,900	829,700	833,100	892,300	1,128,900	1,433,500	1,099,100	1,470,400	1,245,800	
(伸び率)		▲5.0%	2.1%	0.4%	7.1%	26.5%	27.0%	▲23.3%	33.8%	▲15.3%	
農業集落	16,768	20,830	26,911	31,098	62,196	117,434	210,468	146,642	210,845	182,171	
(伸び率)		24.2%	29.2%	15.6%	100.0%	88.8%	79.2%	▲30.3%	43.8%	▲13.6%	
浄化槽	100	524	2,070	3,209	5,022	8,541	15,578	16,570	18,025	14,613	
(伸び率)		424.0%	295.0%	55.0%	56.5%	70.1%	82.4%	6.4%	8.8%	▲18.9%	

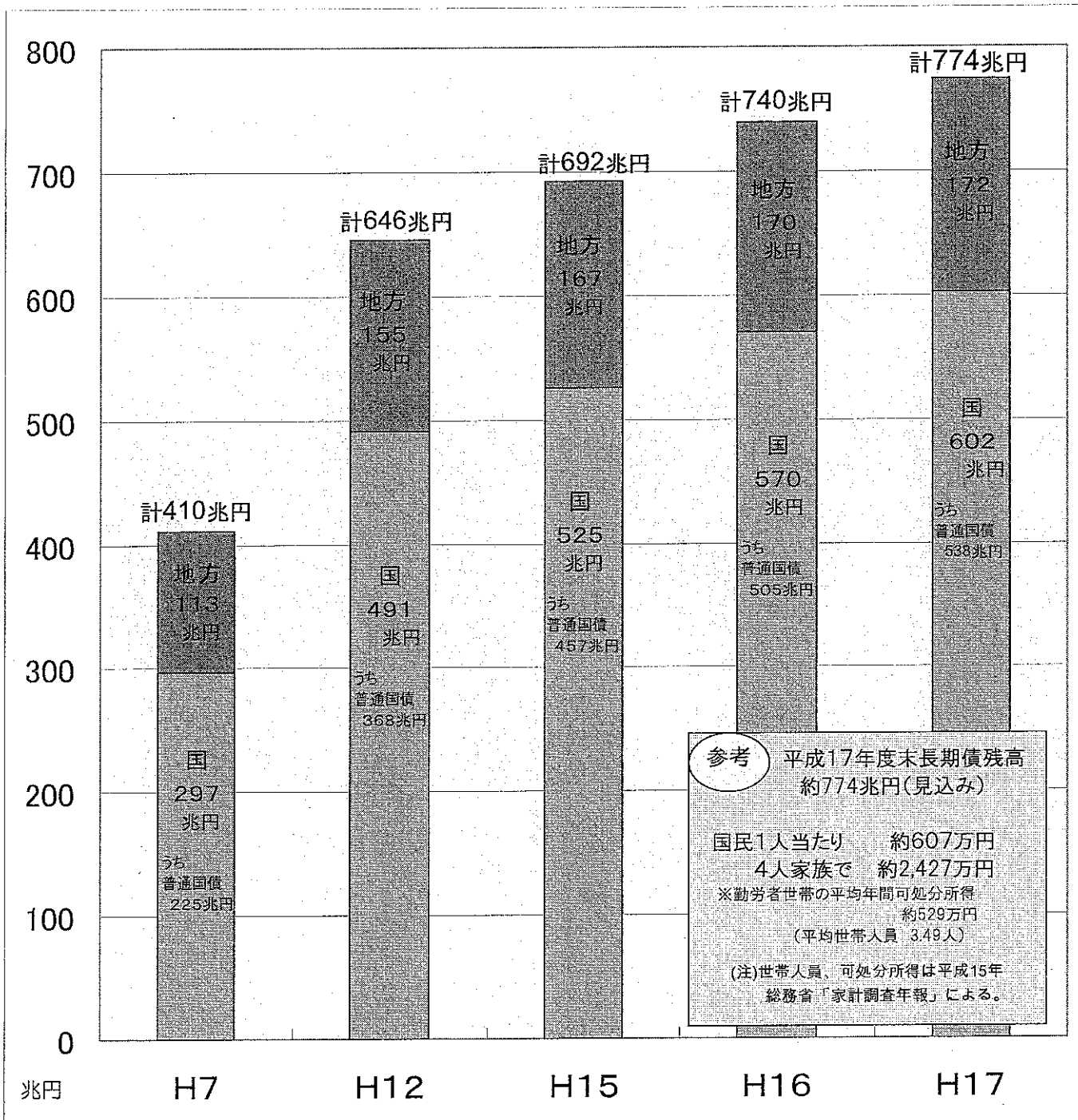
年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下水道	1,218,400	1,781,300	1,304,800	1,262,400	1,186,400	1,067,400	925,000	874,900	828,119	786,300
(伸び率)	▲2.2%	46.2%	▲26.8%	▲3.2%	▲6.0%	▲10.0%	▲13.3%	▲5.4%	▲5.3%	▲5.0%
農業集落	157,113	224,998	152,015	163,015	147,201	113,680	79,260	62,400	52,200	37,940
(伸び率)	▲13.8%	43.2%	▲32.4%	7.2%	▲9.7%	▲22.8%	▲30.3%	▲21.3%	▲16.3%	▲27.3%
浄化槽	15,777	21,423	20,547	20,518	22,043	17,041	21,875	25,659	26,429	26,429
(伸び率)	8.0%	35.8%	▲4.1%	▲0.1%	7.4%	▲22.7%	28.4%	17.3%	3.0%	0.0%

出典：環境省で作成

●国(政府)と地方(自治体)の長期債務残高

<国:普通国債残高+財政投融资資金特別国債残高>

出典:財務省



平成17年度末の国及び地方の長期債務残高(公債残高、借入金残高等の国の長期債務と地方の債務残高とを合計したもの)は774兆円程度に上ると見込まれています。

出典:財務省

汚水処理原価等について

◇ 汚水の処理に要する費用（「汚水処理原価」）	・ ・ ・	7
◇ 事業別経費回収率	・ ・ ・	8
◇ 汚水処理施設の比較	・ ・ ・	9
◇ 平成18年度浄化槽推進関係予算について	・ ・ ・	10

汚水の処理に要する費用（「汚水処理原価」）の比較

（単位：円／m³）

	公共下水道			特定環境 保全 公共下水道	農業集落 排水施設	浄化槽 市町村 整備事業
	東京都 及び 指定都市	処理区域内人口				
		3～5万人	1万人未満			
汚水処理原価	136.6	283.0	501.5	522.3	494.0	225.0

【出典：下水道経営ハンドブック平成17年度版（下水道事業経営研究会）】

$$\text{○汚水処理原価} = \frac{\text{資本費} + \text{維持管理費（円）}}{\text{処理した汚水量（m}^3\text{）}}$$

○資本費：減価償却費、企業債等支払利息等の合計額

事業別経費回収率

(単位:円/m3)

項目	公共	特環	農集	漁集	林集	浄化槽(市町村設置事業)
使用料単価	130.8	143.6	130.8	149.4	156.8	136.9
金額(a)						
対前年度伸率(%)	1.7	—	0.2	-0.2	1.3	1.3
維持管理費	66.6	151.8	182.9	258.8	261.4	204.0
資本費	130.5	364.0	320.0	317.0	354.4	38.0
うち企業債利子	63.2	171.0	159.1	129.1	139.3	20.3
うち減価償却費	67.3	193.0	160.9	187.9	215.1	17.7
合 計(b)	197.1	515.8	502.8	575.7	615.8	242.0
污水处理原価	33.8	29.4	36.4	44.9	42.4	84.3
維持管理費	66.2	70.6	63.6	55.1	57.6	15.7
資本費	32.1	33.2	31.6	22.4	22.6	8.4
うち企業債利子	34.2	37.4	32	32.6	34.9	7.3
うち減価償却費	100	100	100	100	100	100
合 計	△ 66	△ 372	△ 372	△ 426	△ 459	△ 105
(a) - (b)	66.3%	27.8%	26.0%	25.9%	25.5%	56.5%
経費回収率 (a) / (b) × 100						

(注) 使用料単価 = 料金収入 ÷ 年間有収水量 污水处理原価 = 污水处理費(資本費 + 維持管理費) ÷ 年間有収水量 経費回収率 = 使用料単価 ÷ 污水处理原価

(参考) 公共下水道規模別

処理区域内人口	合計	都道府県及び指定都市	10万人以上30万人未満	5万人以上10万人未満	3万人以上5万人未満	1万人以上3万人未満	1万人未満
使用料単価	130.8	131.7	128.4	122.8	135.9	134.4	138.9
污水处理原価	197.1	133.3	197.2	234.5	295.0	350.8	512.0
使用料回収率	66%	99%	65%	52%	46%	38%	27%

出典:平成16年度 地方公営企業年鑑(総務省自治財政局)

汚水処理施設の比較

区分	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	浄化槽
①目的	・都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に資する。 ・自然環境の保全又は農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与する。	公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
②対象地域	公共下水道：主として市街地 特定環境保全公共下水道：市街化区域以外の区域	農業振興地域（これと一体的に整備することとを相当とする区域を含む）内の農業集落	下水道法の認可を受けた事業計画に定められた特定処理区域以外の地域
③設定主体及び管理主体	設置主体：地方公共団体 管理主体：地方公共団体	設置主体：地方公共団体等 管理主体：地方公共団体等	設置主体：個人又は地方公共団体（市町村） 管理主体：個人又は地方公共団体（市町村）
④根拠法又は予算上措置	下水道法【法律補助】	農業集落排水資源循環統合補助事業等【予算補助】	浄化槽設置整備事業【予算補助】 浄化槽市町村整備推進事業【予算補助】 特に制限なし （市町村が設置主体の場合は20戸以上）
⑤対象人口	公共下水道：特になし 特定環境保全公共下水道：1,000～10,000人（1,000人以下も可）	受益戸数が概ね20戸以上 原則として概ね1,000人以下	
⑥対象汚水	・汚水 （生活雑排水・し尿、工場・事業場排水等） ・雨水	・汚水 （生活雑排水・し尿） ・雨水	汚水 （生活雑排水・し尿）
⑦施設の整備内容	・汚水処理 ・汚泥処理 ・雨水対策	・汚水処理 ・汚泥処理	・汚水処理 ※別途、汚泥処理施設が必要
⑧経済性	・建設費、維持管理費、使用年数を用いて年当たりの費用を比較。その際に比較の条件を合わせることが必要。 ・使用年数が長いほど経済的		
各種法令等に基づくもの	処理場23年、管きよ50年 （地方公営企業法）	処理場23年、管路施設50年 （財務省令等）	7年 （国庫補助事業実施要綱）
施設の使用実績	○終末処理場土木建築物：50～70年 ○終末処理場機械電気設備：15～35年 ○管きよ：50～120年	○終末処理場土木建築物：50～70年 ○終末処理場機械電気設備：15～35年 ○管きよ：50～120年 国土交通省に準拠	○躯体：30年～ ○機器設備類：7～15年程度
⑨普及率（H16末）	68.1% 8,636万人	2.7% ※1） 344万人	8.4% ※2） 1,062万人

※1）漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水施設を含む
※2）個人設置を含む

【出典：平成17年 日本の下水道（下水道行政研究会）】

平成 1 8 年度浄化槽推進関係予算について

2 6, 4 2 9 百万円 (2 6, 4 2 9 百万円)

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進 2 6, 4 2 9 百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○ 循環型社会形成推進交付金 1 3, 6 7 9 百万円

循環型社会形成推進交付金に浄化槽の整備に要する予算を計上。

○ 地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）

（内閣府に計上）総額 1 3 7, 7 0 0 百万円の内数

1 2, 7 5 0 百万円

・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成 1 7 年度 予 算 額	平成 1 8 年度 予 算 額	対 前 年 度 比 %
浄化槽整備事業 総 額	(2 7, 3 5 7) 2 6, 4 2 9	(2 7, 2 3 5) 2 6, 4 2 9	(9 9. 6) 1 0 0. 0
循環型社会形成推進交付金	(3, 9 2 8) 3, 0 0 0	(1 4, 4 8 5) 1 3, 6 7 9	(3 6 8. 8) 4 5 6. 0
汚水処理施設整備交付金 （内閣府計上）	(7, 5 0 0) 7, 5 0 0	(1 2, 7 5 0) 1 2, 7 5 0	(1 7 0. 0) 1 7 0. 0
浄化槽整備費補助金	(1 5, 9 2 9) 1 5, 9 2 9	(0) 0	(-) -

上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

2. 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

○ 基準額の特例の創設

- ・ 合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費を基準額の特例として助成対象とする

- ・ 既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合で、次の要件等を満たす場合は基準額の特例を適用する。

対象地域

- ・ 湖沼水質保全特別措置法の指定地域
- ・ 水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
- ・ 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

対象浄化槽

- ・ 使用開始後10年以内の単独処理浄化槽

対象要件

- ・ 現行の助成制度で対応できない場合

○ 基準額の適正化

通常浄化槽の基準額について実勢価格を参考に適正化を図る。

3. 浄化槽整備のための支援強化

○ 浄化槽整備推進事業の推進

55百万円

浄化槽整備の促進に資するよう、経済性・効率性に優れた浄化槽整備の効果や維持管理の重要性についての理解を一層進めるため、タウンミーティング等の普及啓発事業を引き続き実施する。

- ① 生活排水対策に関するタウンミーティングの開催
- ② 市町村長を対象としたトップセミナーの実施
- ③ 維持管理に関する啓発普及